

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：尾下の棚田振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）
尾下の棚田範囲については、別添 1 のとおり。
- 2 指定棚田地域振興活動の目標
 - （1）棚田等の保全
 - ・現状、耕作されている田の維持及び耕作放棄地の削減
 - 現在耕作されている尾下の棚田を可能な限り維持するとともに、令和 11 年度までに新規耕作地を 20 a 増やす。
 - 尾下の棚田における石積み・畦畔・法面の維持管理を適切に行う。
 - 尾下の棚田における農道・水路の維持管理を適切に行う。
 - （2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ・良好な景観の形成
 - 尾下の棚田及び池田湖岸において、令和 11 年度までに景観作物（レンゲ等）を 10 a 植栽する。
 - （3）棚田を核とした棚田地域の振興
 - ・都市部との交流による関係人口の創出
 - 農村交流体験（自然体験・農作業体験等）の取り組みを年 3 回（令和 11 年度までに 15 回以上）実施し、年 150 人の関係人口の創出を図る。
 - 日本の原風景である棚田の継承のため、学校教育機関等と連携したイベントを年 3 回以上実施する。
 - 都市住民と地元住民の交流の場として再生した尾下集落内の旧田口商店等を活用して、地域内外からの来訪者を、令和 11 年度までに年間延べ 300 人受け入れる。
- 3 計画期間
認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・現状、耕作されている田の維持及び耕作放棄地の削減
 - 体験活動等を通して尾下の棚田のファン作りを行い、若手耕作者の増につなげる。
地元住民と連携した草刈りや合同作業等で良好な関係を構築し、共助の取り組みを拡大する。
 - 尾下の棚田における石積み・畦畔・法面の草刈りや維持管理作業を適切に行う。
 - 尾下の棚田における農道や水路周辺の草刈りや泥上げを定期的に行い、保全管理を徹底する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成
 - 尾下の棚田において、レンゲ等の景観作物を棚田または畦畔に植栽することにより、良好な景観形成に取り組む。
 - 尾下の棚田における、畦畔・法面・農道等の維持管理作業を適切に行い、良好な景観の維持に取り組む。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・都市部との交流による関係人口の創出
 - グリーンツーリズム活動（農作業体験等）を通じて、都市住民及び地元小学生等の関係人口の創出を図る。
 - 再生した旧田口商店を、都市住民等との交流活動の拠点として活用するため、施設の維持・管理を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

尾下の棚田振興協議会是指宿市、生産者、地域住民、NPO法人等で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項